

春日井市既存住宅状況調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家の発生を予防し、流通の促進を図るため、空き家の既存住宅状況調査を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものをいう（次号に定める区分所有建物の空き室を含む。）。
- (2) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるものをいう。
- (3) 既存住宅状況調査 既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に沿って同基準に規定する既存住宅状況調査技術者（以下「調査技術者」という。）が行う調査をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、売却、購入又は賃貸借（以下「売却等」という。）を予定している空き家とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対

象空き家の既存住宅状況調査を実施する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助事業の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を委託する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の売却等を予定している者
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 補助対象者が補助対象空き家の所有者でない場合は、所有者の承諾を得ていること。
- (4) 同一の補助対象空き家において、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。（補助対象者が異なる場合を除く。）

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家の既存住宅状況調査に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市既存住宅状況調査交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- (2) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (3) 補助事業の見積書の写し

- (4) 空き家を売却等する予定であることがわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、春日井市既存住宅状況調査補助金交付決定通知書（第3号様式）又は春日井市既存住宅状況調査補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第10条 市長は、申請者が前条に規定する補助金の交付決定前に補助事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止する場合は、速やかに春日井市老朽空き家既存住宅状況調査補助金交付申請取下げ申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更等)

第12条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに春日井市既存住宅状況調査補助金変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請には、第8条各号に掲げる書類のうち、当該変更に関する書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行うときは、春日井市既存住宅状況調査補助金変更決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(地位の承継)

第13条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、春日井市既存住宅状況調査補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し又は請書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類
- (4) 調査技術者の登録証の写し又は調査技術者であることがわかる書類
- (5) 既存住宅状況調査の報告書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市既存住宅状況調査補助金確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条に規定する確定通知書を受けた申請者は、速やかに春日井市既存住宅状況調査補助金請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものと

する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第14条に規定する期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。